

気象に関する警報および東海地震に関する予知情報 等が発令されたときの生徒の登校について

四日市市立富田中学校

気象に関する警報とは、暴風・大雨・洪水・津波の警報のことです。また、地震に関するものには、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）があります。これらの警報等が発令されたときには、原則として以下のように対処してください。

1. 暴風警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言） が発令されたとき

始業時刻前に発令されているとき
自宅待機する。

- ① 午前6時30分までに解除されたとき
平常どおり登校する。
- ② 午前10時30分までに解除されたとき
解除後2時間後に授業を開始する。
- ③ 午前10時30分までに解除されないとき
臨時休校とする。

在校時に発令されたとき

すべての授業を打ち切り、通学路の安全を確認後下校させます。
ただし、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）が発令された場合は、学校で待機し、保護者の出迎えを待ちます。

2. 暴風警報以外の気象に関する警報（大雨洪水警報等）が 発令されたとき

- ※ 通常通り登校する。
- ※ 通学が危険と保護者が判断したときは、自宅待機とする。ただし、学校へ連絡すること。